

1月26日、島根県の発表により、町内において、新型コロナウイルス感染症患者1名が確認されました。

現在、雲南保健所において、患者さんの行動調査、接触者の特定及び健康調査を実施されております。患者さんと接触があった方については、保健所から個別に連絡をされ、必要な検査を実施するなど感染拡大防止に全力で努めておられます。

町民の皆様におかれましては、不安に感じられることと思いますが、新型コロナウイルスは、どなたでも感染する可能性があります。個人を特定する行為や患者さんやその関係者などに対する誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

併せて、島根県においては、まん延防止等重点措置について27日からの適用が決定されました。適用対象地域は「県内全域」で、適用期間は2月20日（日）までです。県からの主な要請内容は次のとおりです。

- (1) 県内においても、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること
- (2) 飲食店等については営業時間の短縮を求め、県の認証をとっていない飲食店においては、酒類の提供を行わないこと
- (3) 引き続き県外への移動自粛や感染防止対策を徹底すること

以上の県の要請を受け、町においても一部施設の利用制限を行うこととし、詳細については、今後、文字放送やホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

町民の皆様の日々の感染対策には大変感謝しております。3回目のワクチン接種も2月中旬から順次実施しますが、オミクロン株は想定を上回るスピードで感染拡大しています。引き続きマスクの着用など基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

令和4年1月26日

飯南町長 塚原 隆昭